

石川県公報

令和 7 年 7 月 8 日

第 13823 号（火曜日）

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目

次

公 告
○公共測量実施公告
○道路の位置の指定公告

（監 理 課） 1
（建築住宅課） 1

監 査 委 員

○包括外部監査人の補助者の氏名等 1
○定期監査結果公表 2
○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表 3

公

告

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年 7 月 8 日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 （基 準 点 測 量）	令和 7 年 7 月 1 日から 同年12月26日まで	白山市五歩市町、徳丸町、乾町、専福寺町、長竹町、野々市市柳町地内

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 7 年 7 月 8 日

石川県知事 馳 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市高松テ13番13	幅員 6.00m 延長 34.96m	金沢市入江一丁目30番地 ひととき株式会社	令和 7 年 6 月 26 日

監

査

委

員

石川県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人 古谷まゆみ の監査の事務を補助する者について令和 7 年 6 月 27 日に協議が調ったので、その氏名等を次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 8 日

石川県監査委員 平 蔵 豊 志
同 谷 内 律 夫
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

氏 名	住 所	補助できる期間
松 下 要	白山市新田町251番地 3	令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで
平 田 耕太郎	金沢市八日市 2 丁目85番地 5	〃
上 原 久 和	小松市土居原町726番地 ポレスターステーションシティ小松603	〃
細 見 孝 次	金沢市富樫 2 丁目 5 番41－ 5 号	〃
浅 井 真 喜	金沢市寺町 4 丁目17番 1 号	〃

定 期 監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により、令和 7 年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和 2 年石川県監査委員告示第 1 号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和 7 年 7 月 8 日

石川県監査委員	平 蔵 豊 志
同	谷 内 律 夫
同	村 上 勝
同	作 田 有 子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第 1 項に規定する令和 6 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 所 属	監査実施年月日	監 査 の 結 果
奥能登教育事務所	令和 7 年 5 月28日	職員の通勤手当を誤って支給し、返納させていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
		職員の日額特殊勤務手当を誤って支給し、返納させていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
		職員の日額特殊勤務手当を誤って支給し、返納させていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
		賃借料の支出事務において、支出負担行為何を作成していないものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
白山ろく民俗資料館	令和 7 年 6 月 9 日	委託料の支出事務において、支出負担行為何を作成していないものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		財産事務において、処分物品の不用決定並びに廃棄

		伺を作成していないものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。 歳入歳出外現金の取扱事務において、払出金額を誤っているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
手取川水道事務所	”	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
輪島漆芸技術研修所	”	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
自治研修センター	令和 7 年 6 月10日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢中警察署	”	許可申請手数料の収入事務において、誤った金額を徴収しているものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
金沢東警察署	令和 7 年 6 月10日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
大聖寺警察署	”	旅費の支出事務において、欠席した委員分の旅費を誤って支出したものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
生涯学習センター	令和 7 年 6 月11日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和 7 年 7 月 8 日

石川県監査委員	平	蔵	豊	志
同	谷	内	律	夫
同	村	上		勝
同	作	田	有	子

（別 紙）

工 試 高 第 291 号
令和 7 年 5 月16日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 3 月19日付け石監査第635号で報告のあった令和 6 年度行政監査の結果（指摘事項）について、別添「行政監査結果（指摘事項）措置内訳表」のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

別添

所 属 名	指 摘 事 項	監査結果に基づいて講じた措置
工業試験場	工業試験場については亡失が2点あったことから、所要の措置を講じるとともに、今後、物品の不用決定等の必要な手続を経ることなく、廃棄することがないように、適切な物品管理に努める必要がある。	亡失の重要物品2点については、直ちに亡失手続を行った。（産業政策課裁定済） 今後は備品を所有する部と管理部担当者との連絡を密にし、不用物品の整理を行いつつ、逐次廃棄等、必要な手続を経るよう に厳に留意する。 また、備品管理に関しては管理部で複数職員によるダブルチェックを行い、管理に漏れのないような体制とする。